

2023年

4

月号

協会けんぽ

# さが支部通信

職場内で回覧・掲示ください。



令和5年3月分(4月納付分)から  
協会けんぽ佐賀支部の**保険料率は変更となります**

## ◆健康保険料率◆

(変更前)

11.00% ➡ 10.51%

(変更後)

## ◆介護保険料率◆

(変更前)

1.64% ➡ 1.82%

(変更後)

▶40歳から64歳の方には、全国一律の介護保険料率が加わります。

▶任意継続被保険者の方は、令和5年4月分から変更となります。

保険料率が引き下げになったものの、佐賀支部の保険料率は  
**13年連続で最も高く、最低支部との差は「1.18%」です。**

Q. なぜ都道府県ごとに保険料率が違うのでしょうか?



A. 都道府県ごとに、必要な医療費(支出)が異なるからです。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。

「年に1回の健診受診」「保健指導の利用や医療機関への早期受診による重症化予防」などの取組で、医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。また、令和2年度より「インセンティブ制度」の取組結果が保険料率に反映するようになっていますので、裏面の指標①～⑤について、是非ご協力ください。

Q. 「1.18%」の差とは、実際に健康保険料ではいくら違うのでしょうか?



A. 従業員の場合～標準報酬月額30万円の場合～

ひと月あたり1,770円違い、年間では21,240円の差です。

(賞与は含まず計算)

例年、4月は窓口が大変混雑いたします。  
新型コロナウイルス感染のおそれを軽減するため、  
各種お手続きは郵送にてお願いいたします。  
また、ご相談もお電話にてお願いいたします。

すべての申請は  
郵送にてお手続き  
いただけます。

# 佐賀支部のインセンティブ制度取組結果は全国8位

協会けんぽでは、事業主・加入者の皆さまの取組を2年後の保険料率に反映させる「インセンティブ制度」を導入しています。5つの評価指標に基づいて全支部を順位付けし、上位23支部※にインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率の引き下げにつながる制度です。令和3年度の佐賀支部の取組結果は、協会けんぽ47支部中8位となり、令和5年度の保険料率が0.023%引き下げられることになりました。

※令和6年度からは上位15支部に変更



## 5つの評価指標とお願いしたいこと

順位  
( )内は前年度

### 指標① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの健康診断をご家族様も含めて毎年受診しましょう。
  - ・従業員の方(35歳以上) ⇒ 生活習慣病予防健診
  - ・ご家族の方(40歳以上) ⇒ 特定健診



12位  
(42位)

### 指標② 特定保健指導の実施率

- 特定保健指導のご案内が届いたら積極的に利用しましょう。



38位  
(21位)

### 指標③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日ごろから、「運動」「食生活の改善」「禁煙」など健康的な生活習慣を心掛けましょう。



16位  
(9位)

### 指標④ 要治療者の医療機関受診率

- 健診結果が「要治療」「要精密検査」の場合、必ず医療機関を受診しましょう。



5位  
(46位)

### 指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

- お薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう。



14位  
(27位)

## 総合順位



8位  
(38位)

皆さまの健康と保険料負担軽減のため、  
取組へのご理解とご協力をお願いいたします。

